

◆不在者投票について

投票区の区域外に勤務、出稼、旅行で投票日当日投票所に行つて投票できない見込みの者はその旨を宣誓書（選挙管理委員会に交付いたします。）に理由を明記し、選挙管理委員会に提出して投票用紙等の請求をして下さい。その際印鑑が必要です。尚告示前でも投票用紙等の請求ができます。但し投票用紙等の交付及び投票は告示の日からです。

◆郵便による不在者投票をすることができる人

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で下記の表のとおり身体に重度の障害のある選挙人です。

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢もしくは体幹障害	1級もしくは2級まで
戦傷病者手帳	心臓、じん臓もしくは呼吸器障害	1級～3級まで
		特別項症3項症まで

◆選挙人名簿について

選挙人名簿登録資格者は昭和三十一年一月十九日以前に出生した者で昭和五十年十月九日以前から岩室村に住民登録されている者。岩室村より他市町村へ転出した者（住民異動届を出した時）は選挙権はなくなります。

□投票所は次のとおりです。

投票区	場所	区域
第1投票区	和納小学校	和納四、五、六、七、八、十区 富岡、高橋
第2投票区	櫻巖寺	和納一、二、三 九区、原、津雲田
第3投票区	夏井公民館	夏井 南谷内
第4投票区	岩室中学校	西中、北野、新谷 濁上、白鳥 西長島、横曾根
第5投票区	高畑公民堂	高畑 西船越、油島
第6投票区	石瀬公会堂	金池、石瀬 久保田、猿ヶ瀬
第7投票区	岩室公会堂	岩室、樋曾、米 橋本
第8投票区	間瀬支所	間瀬一、二、三 四、五、六、七、区

投票時間は午前7時から午後6時まで

その他詳しいことは選挙管理委員会事務局(岩室村役場 総務企画課内 電話(2)4111番)へお問い合わせください。

岩室村選挙管理委員会 岩室村明るい選挙推進協議会